

(証券コード3461)
2025年12月4日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町四丁目5番地20
株 式 会 社 パ ル マ
代表取締役社長 木 村 純 一

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.palma.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パルマ」又は「コード」に当社証券コード「3461」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月19日(金曜日) 午前10時

ホテル ルポール麹町 2階 ルビー

2. 場 所 東京都千代田区平河町2-4-3

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

第58期(2024年10月1日から2025年9月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○○ 株主総会日 御中 議決権の数 XX 股 _____ XX 股 _____ _____ ××××年××月××日		当票日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____
--	---	--

ロギン用QRコード

ログイン用
 XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 見本
 後パスワード
 XXXXX

○○○○○○

▶こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

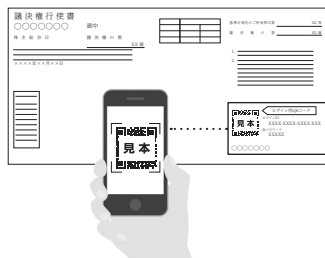
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
将来の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条に目的事項の追加を行うものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 債務保証業	1. 債務保証業
2. 賃貸建物の所有者に対する空家期間の賃料保証に関する事業	2. 賃貸建物の所有者に対する空家期間の賃料保証に関する事業
3. トランクルーム施設（レンタル収納スペース）の投資、販売及び管理	3. トランクルーム施設（レンタル収納スペース）の投資、販売及び管理
4. 集金代行業	4. 集金代行業
5. 倉庫業	5. 倉庫業
6. 不動産及びトランクルーム施設の売買、仲介、賃貸借及びその仲介、代理並びに管理	6. 不動産及びトランクルーム施設の売買、仲介、賃貸借及びその仲介、代理並びに管理
7. 土地及び建物の活用に関する調査、企画並びに設計	7. 土地及び建物の活用に関する調査、企画並びに設計
8. トランクルーム施設用パーティション、コンテナ及び関連製品の販売並びにレンタル	8. トランクルーム施設用パーティション、コンテナ、 <u>生活用品</u> 及び関連製品の販売並びにレンタル
9. トランクルーム施設等の建築工事の施工請負及び解体工事	9. トランクルーム施設等の建築工事の施工請負及び解体工事
10. 古物の売買業、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬処理業務	10. 古物の売買業、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬処理業務
11. 介護施設入居、医療機関入院及び高齢者住宅等の入居の際の身元保証支援事業	11. 介護施設入居、医療機関入院及び高齢者住宅等の入居の際の身元保証支援事業
12. 情報収集及び情報提供サービス	12. 情報収集及び情報提供サービス
13. 損害保険の代理業	13. 損害保険の代理業
14. 有価証券の保有、運用及び売買	14. 有価証券の保有、運用及び売買
15. 企業の会計等の事務代行、給与計算代行及び売掛金の振り込み代行業	15. 企業の会計等の事務代行、給与計算代行及び売掛金の振り込み代行業
16. インターネットにおける広告宣伝業	16. インターネットにおける広告宣伝業
17. ソフトウェアの製造及び販売	17. ソフトウェアの製造及び販売
18. コンサルティング業務	18. コンサルティング業務
19. 人材派遣業	19. 人材派遣業
20. 人材紹介業	20. 人材紹介業
21. ファクタリング業	21. ファクタリング業
22. 上記付帯する一切の事業	22. 上記付帯する一切の事業

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含めた取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

あべゆきひろ
阿部幸広

(1968年2月20日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2004年11月	株式会社ディア・ライフ代表取締役社長 (現任)	2021年1月	株式会社N-STAFF（現株式会社アルシエ）代表取締役会長
2009年5月	当社代表取締役社長	2021年9月	株式会社コーディアリー・サービス（現株式会社アルシエ）代表取締役会長
2014年2月	当社取締役	2021年10月	アイディ株式会社代表取締役（現任）
2016年12月	当社取締役会長（現任）	2021年10月	株式会社アイディプロパティ代表取締役（現任）
2018年7月	株式会社ディアライフエージェンシー (現株式会社アルシエ) 代表取締役	2024年1月	株式会社アルシエ代表取締役会長（現任）
2021年1月	株式会社DLXホールディングス（現株式会社アルシエ）代表取締役		

重要な兼職の状況：株式会社ディア・ライフ代表取締役社長、アイディ株式会社代表取締役
株式会社アイディプロパティ代表取締役、株式会社アルシエ代表取締役会長

所有する当社の株式数：213,600株

在任年数：16年7ヶ月

取締役会出席状況：16/16回

取締役候補者とした理由

阿部幸広氏は、株式会社ディア・ライフ代表取締役を務めており経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験とプライム市場上場企業の経営者としての豊富な経験から当社企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

木村純

一

(1984年5月10日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2007年2月	株式会社加瀬倉庫入社	2023年6月	当社入社執行役員業務推進担当
2018年10月	株式会社加瀬トランクサービス入社	2023年12月	当社代表取締役社長（現任）
2022年6月	株式会社加瀬倉庫代表取締役		

所有する当社の株式数：100株

在任年数：2年

取締役会出席状況：16/16回

取締役候補者とした理由

木村純氏は、セルフストレージ業界に精通しており、セルフストレージ会社における経営経験を中心とした幅広い経験、見識から豊富な経験と実績を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

赤羽秀行

(1968年5月12日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2019年2月	当社入社	2022年12月	当社取締役管理部長（現任）
2019年2月	当社管理部長		
2021年1月	当社執行役員管理部長		

所有する当社の株式数：600株

在任年数：3年

取締役会出席状況：16/16回

取締役候補者とした理由

赤羽秀行氏は、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその経験と実績を活かし、当社の経営管理および経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

か み む ら た く や
上 村 卓 也

(1970年8月23日)

再 任

略歴、当社における地位及び担当

2007年1月	株式会社ディア・ライフ入社	2021年6月	株式会社フーバーブレイン取締役 (現任)
2009年5月	当社取締役	2021年9月	株式会社コーディアリー・サービス(現 株式会社アルシエ)取締役副社長
2018年3月	株式会社経営承継支援取締役(現任)		株式会社ディアライフエージェンシー (現株式会社アルシエ)専務取締役
2019年12月	株式会社ディア・ライフ常務執行役員 (現任)		当社取締役(現任)
2021年1月	株式会社DLXホールディングス (現株式会社アルシエ)代表取締役副社長	2023年12月	株式会社アルシエ代表取締役社長 (現任)
	株式会社N-STAFF (現株式会社アルシエ)取締役副社長	2024年1月	

重要な兼職の状況：株式会社アルシエ代表取締役社長

所有する当社の株式数：545株

在任年数：2年

取締役会出席状況：16/16回

取締役候補者とした理由

上村卓也氏は、過去に当社や様々な事業会社において取締役を経験しており、その経営経験を中心とした幅広い経験、見識を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

5

えのき
榎

かず
和

し
志

(1961年10月20日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2004年 9 月	株式会社リマネージ代表取締役（現任）	2022年 9 月	株式会社vivid update代表取締役
2013年 9 月	株式会社アミックス常務取締役		（現任）
2014年12月	当社社外取締役（現任）	2022年 9 月	株式会社ノビシロ取締役（現任）
2015年10月	株式会社アミックスコミュニティ代表取締役	2023年 4 月	株式会社ランドトラスト取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社リマネージ代表取締役、株式会社vivid update代表取締役

所有する当社の株式数：6,800株

在任年数：11年

取締役会出席状況：16/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

榎和志氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社事業全般に対する助言と指導であります。

候補者
番 号

6

さい
齋

とう
藤

さとし
聡

(1963年 9 月 5 日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	住友不動産株式会社入社	2010年 4 月	同社アセットマネジメント統括責任者エグゼクティブディレクター
1999年11月	日本アジア投資株式会社入社		
2003年10月	東京スター銀行不動産ファイナンス部長	2018年12月	当社社外取締役（現任）
2008年 1 月	アジア・パシフィック・ランド（ジャパン）アセットマネジメント ヴァイスプレジデント	2024年 3 月	勝山高原開発株式会社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況：勝山高原開発株式会社代表取締役

所有する当社の株式数：2,200株

在任年数：7年

取締役会出席状況：16/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤聡氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産業務全般の知識に加え、金融機関での経験を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ開発・投資に対する助言と指導であります。

候補者
番号

7

よし
吉

まつ
松

こころ

(1977年12月28日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2003年 7 月 株式会社全国賃貸住宅新聞入社

2019年12月

当社社外取締役（現任）

2009年 9 月 株式会社全国賃貸住宅新聞取締役

2021年 7 月

株式会社ミツバチ代表取締役（現任）

2015年 4 月 株式会社HelloNews代表取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社HelloNews代表取締役、株式会社ミツバチ代表取締役

所有する当社の株式数：4,100株

在任年数：6年

取締役会出席状況：12/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉松こころ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験を踏まえた多様な見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ運営に対する助言と指導であります。

候補者
番号

8

ご とう のぶ ひで
後 藤 信 秀

(1975年7月18日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月	株式会社幸洋コーポレーション（旧株式 会社コマーシャル・アールイー）入社	2018年10月	株式会社シーアールイー取締役執行役員
2010年 8 月	株式会社シーアールイー入社	2018年12月	株式会社ロジコム取締役
2012年 8 月	株式会社シーアールイー執行役員不動産 管理事業本部長	2019年 7 月	株式会社倉庫人材派遣センター取締役
2017年 8月	CRE(Thailand)C o.,Ltd.取締役	2019年10月	株式会社A－TRUCK取締役（現任）
2018年 8月	株式会社ブレインウェブ（現株式会社 はぴロジ）取締役（現任）	2021年12月	当社社外取締役（現任）
		2022年10月	株式会社APT取締役（現任）
		2025年 6 月	株式会社シーアールイー上席執行役員
		2025年 8 月	株式会社シーアールイー常務執行役員 （現任）
		2025年 9 月	ロジHR株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社シーアールイー常務執行役員

所有する当社の株式数：0株

在任年数：4年

取締役会出席状況：16/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

後藤信秀氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産ビジネスを展開する上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、不動産開発・賃貸事業、物流不動産業界に関する専門的な見地から多様な見識を有しております。期待される役割は、セルフストレージ事業全般に対する助言と指導であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏及び吉松こころ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が上限であります。各氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

＜ご参考＞取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立のため、幅広い事業経験及び多岐にわたる専門性・知識を有する取締役及び監査役を選任しております。本総会に上程する議案が承認された後の当社の取締役及び監査役の主な専門性と経験は次のとおりであります。

	氏名／ 地位・役職	属性		経験業務・知識等							専門性
		ジェンダー ●男性 ★女性	独立役員	当社事業運営 の実績・経験	当社事業関連 業界の知見	上場会社の 取締役・ 監査役経験	ファイナンス・ 会計・税務の 経験・知識	IT／DX	人事・人材 開発の 経験・知識	法務・コンプ ライアンス・ リスク管理・ 内部監査の 経験・知識	
取 締 役 会	阿部 幸広 取締役会長	●		●	●	●	●		●		
	木村 純一 代表取締役社長	●		●	●				●		
	赤羽 秀行 取締役管理部長	●		●	●		●	●	●	●	
	上村 卓也 取締役	●		●	●	●	●	●	●	●	
	榎 和志 社外取締役	●	●	●	●			●	●		
	斎藤 聡 社外取締役	●	●	●	●		●			●	
	吉松 こころ 社外取締役	★	●	●	●						
	後藤 信秀 社外取締役	●		●	●	●			●		
監 査 役 会	大森 茂延 常勤社外監査役	●	●				●		●	●	
	興水 英行 社外監査役	●	●			●	●	●	●	●	公認会計士
	高塚 直子 社外監査役	★	●			●	●		●	●	公認会計士

以 上

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、引き続き堅調に推移するインバウンド需要や雇用・所得環境の改善が進む中で、依然として景気の緩やかな回復基調を維持しています。一方で、国内物価上昇に伴う個人消費の停滞、米国の関税政策やこれを受けた米中貿易摩擦の深刻化、地政学的リスクへの懸念等もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

当社が属するセルフストレージ（トランクルーム等のレンタル収納スペース）業界におきましては、2024年度の収納ビジネス市場規模は918.7億円（前期比6.0%増）と成長を続け、全国のレンタル収納・コンテナ収納・トランクルーム拠点数は約16,000ヶ所に達しました。一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の統計調査によると、これは主要小売事業者の店舗数と比較しても1万拠点を超える規模であり、コンビニエンスストア5軒の商圈に対して収納サービスが1拠点以上存在する計算となります。（矢野経済研究所「拡大する収納ビジネス市場の徹底調査（2025年版）」より引用）このことから、セルフストレージは一般生活者の身近なサービスとして徐々に定着しつつある一方で、依然として認知拡大の余地が大きい発展途上の市場と位置付けられます。

また、都市部を中心に続く不動産賃料の上昇や居住スペースの狭小化を背景に、利用ニーズは引き続き高水準で推移し、大手事業者による積極的な出店が拠点数の堅調な拡大を支えています。こうした成長性と将来性の高さから、セルフストレージ市場は国内外から高い関心と期待を集める分野となっております。

このような状況の中、当事業年度（2024年10月1日～2025年9月30日）は、中期経営計画「改革2027」の1年目にあたり、各種施策の実行と検証を通じて今後の成長に向けた課題の抽出と方向性の明確化を進めました。当初目標に対する成果は限定的であったものの、今後の成長に向けた基盤整備の年として、施策の検証と優先順位の明確化を着実に進めることができました。

当社は、「セルフストレージ業界のプラットフォーム」として、セルフストレージ事業者向けの賃料債務保証付きBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービス及び

ITソリューションサービスの受託を拡大し、契約ストックの安定的な成長を実現し、業界内の多様なニーズに対応可能な包括的サポート体制を確立しました。セルフストレージ分野を中心に展開するBPOサービスの拡充を通じて、企業価値の向上と社会課題の解決の両立を目指すとともに、新規サービスの強化や業務提携の機会創出にも取り組んでおります。

また、トランクルーム施設の新規施設の投資開発及び開業支援の推進を図るとともに、既存運営施設の稼働率向上及びリーシング活動の強化に取り組み、施設の開発から運営までを一貫して支援する総合的なサービス基盤の構築を進めており、施設開業に関するコンサルティングサービスや、収納物の撤去・整理支援といった新規サービスの拡販にも注力し、顧客との接点拡大を図るとともに、新たな収益機会の創出に努めてまいりました。

さらには東京証券取引所スタンダード市場への市場区分変更及び名古屋証券取引所メイン市場への新規上場を達成することにより、当社の社会的信用力と資金調達力が大幅に向上し、今後の中長期的な成長戦略の遂行に向けて、より強固な経営基盤を構築することができました。これらの取り組みにより、当社は非連続的な成長（飛躍的な成長）を実現し、中期経営計画「改革2027」の目標達成を目指してまいります。

当事業年度の売上高は2,312,413千円（前事業年度比17.7%減）、営業利益は147,583千円（同19.3%増）、経常利益は187,019千円（同32.0%増）、当期純利益は122,479千円（同51.5%増）となりました。

各サービスの取組みは次のとおりであります。

（ビジネスソリューションサービス）

当事業年度は、既存事業者による当社サービスの追加導入や大手事業者による新規導入などに加え、堅調なセルフストレージの利用動向を背景に、WEB予約決済・在庫管理システム「クラリス」の導入室数が79,939室、主力サービスの賃料債務保証付きBPOサービス新規契約件数は38,355件（前事業年度比6.5%増）受託残高は135,411件（前期末比5.5%増）となりました。さらに、関係会社の株式会社ディア・ライフのグループ企業と連携し、「解体工事・廃棄物収集運搬」事業のサポートに本格着手、セルフストレージの滞納保証事業において培われた収納物撤去・処分に関するノウハウを活用した、今後の事業機会の拡大・創出に向けた新たな取り組みを始めました。

以上の結果、売上高は1,458,224千円（前事業年度比5.3%増）、営業利益は481,250千円（同1.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は15,772千円であり、ノートパソコンの更新に伴う新規購入と、システム開発及びシステムの機能追加であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より一棟屋内型セルフストレージ施設の開発資金として206,344千円、コンテナ型トランクルーム施設の開発資金等の運転資金として167,400千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 2022年9月期	第 56 期 2023年9月期	第 57 期 2024年9月期	第 58 期 (当事業年度) 2025年9月期
売上高 (千円)	2,778,169	2,354,185	2,810,817	2,312,413
経常利益 (千円)	1,053	175,419	141,686	187,019
当期純利益 (千円)	29,492	111,871	80,829	122,479
1株当たり当期純利益 (円)	4.43	16.57	11.96	18.10
総資産 (千円)	3,632,399	3,643,789	3,544,668	3,791,163
純資産 (千円)	2,189,249	2,290,984	2,338,873	2,420,754
1株当たり純資産額 (円)	324.22	339.28	345.72	357.83

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社はセルフストレージ事業者・利用者等の顧客満足度を高めることで、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいりました。今後は、中期経営計画に掲げる「事業基盤の再構築」「収益性と効率性の両立」「新規領域への挑戦」を実現すべく、以下の重要課題への対応を引き続き強化してまいります。

①持続的な成長のための事業基盤の強化

当社のビジネスモデルは特許等による強固な参入障壁を有していないため、競争環境の変化に応じた継続的な事業基盤強化が必要です。当社はこれまで、ワンストップサービスの提供や施設開発を通じて成長してまいりましたが、今後は以下の取り組みを推進してまいります。

- ・顧客事業者との定期的なコミュニケーションや事業者交流会等を通じたニーズ把握
- ・業務効率化・利便性向上に資するサービス改善
- ・セミナー、マーケティング支援、コンテナ・パーティション販売等を通じた起業者向け支援機能の強化
- ・滞納保証、収納代行、収納物撤去等、基幹サービスの異業種展開による収益源の多角化

これらを通じ、サービス受託件数の伸長と新規参入者の創出を図り、持続的成長に寄与してまいります。

②物件開発力の強化

セルフストレージ施設の安定的な供給には、出店用地の確保及び建築コストの適正化が必要です。当社ではグループ会社との土地情報共有に加え、大手不動産企業とのアライアンスを活用し、開発体制を強化しております。

特に、遊休地・低収益不動産の有効活用事業を重要な成長領域として位置付け、未活用地や狭小地等をセルフストレージへ適切に転用することで、土地所有者の収益向上と地域の不動産価値向上につなげてまいります。

そのうえで、

- ・都市部における屋内型セルフストレージ施設の共同開発拡大
- ・投資規模が比較的小さい屋外型コンテナ施設の供給量拡大

を推進することで、事業者、利用者、投資家にとっての魅力的な投資機会を創出し、セルフストレージ市場の拡大及び当社の安定的な成長に寄与してまいります。

③セルフストレージ利用者集客力の向上

施設開発後の早期稼働・安定稼働化は、資産性・収益性の向上に直結します。当社はブランド強化やマーケティング施策の高度化を通じて利用者集客力を向上させ、次の収益基盤として育成してまいります。

④システムの合理化及び構築

今後の持続的成長と効率的な運営には、業務全体のデジタル化が不可欠です。従来型の基幹システムに加え、AI・ビッグデータの活用を進め、問い合わせ対応、査定業務、収納代行業務の効率化、事業者、利用者データ管理の高度化等を図り、取扱室数の増加や顧客満足度向上に対応してまいります。

⑤人材の確保・育成

当社は少数精鋭の組織体制であり、今後の事業拡大には即戦力人材の獲得と内部人材の育成が重要です。全社員が新たなことに挑戦できる環境を整備し、中途採用、新卒採用をバランスよく行いながら組織の活性化を図ってまいります。

社員の成長が企業成長に直結する組織を目指し、人材投資を継続してまいります。

これらの取り組みを通じ、企業価値の向上と持続的な成長を確実なものとするべく、引き続き全力で邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業を営んでおります。

サービス区分	サービス内容
ビジネスソリューションサービス	セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証
	セルフストレージWEB申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用
ターンキーソリューションサービス	セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却

(6) 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

本社	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
----	-------------------

(7) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
33(8)名	+2(△1)名	39.9歳	7.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	487,530千円
西武信用金庫	294,974
株式会社三菱UFJ銀行	98,744

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,765,489株
- (3) 株主数 11,936名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ディア・ライフ	2,658,400株	39.29%
日本郵政キャピタル株式会社	1,280,000	18.92
阿部幸広	213,600	3.15
山田直樹	120,000	1.77
株式会社加瀬資産管理	119,500	1.76
松下祐士	91,500	1.35
株式会社ストレージ王	67,700	1.00
小泉洋二朗	27,000	0.39
小林奨	22,320	0.32
向井真次	19,700	0.29

(注) 持株比率は自己株式(348株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第4回新株予約権
発行決議日		2017年12月1日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,100円 (1株当たり 2.75円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 270,000円 (1株当たり 675円)
権利行使期間		2019年1月1日から 2027年12月20日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、2018年9月期乃至2022年9月期のいずれかの期において、当社の有価証券報告書の損益計算書に記載された経常利益が4億円を超過した場合（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結経常利益を参照する。）にのみ新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年8月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2019年1月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。
- (注) 2018年8月1日付で行った 1 株を 2 株とする株式分割及び2019年1月1日付で行った 1 株を 2 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	阿 部 幸 広	株式会社ディア・ライフ代表取締役社長 アイディ株式会社代表取締役 株式会社アイディプロパティ代表取締役 株式会社アルシエ代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	木 村 純 一	
取 締 役	赤 羽 秀 行	管理部長
取 締 役	上 村 卓 也	株式会社アルシエ代表取締役社長
取 締 役	榎 和 志	株式会社リマネージ代表取締役 株式会社vivid update代表取締役
取 締 役	斎 藤 聡	勝山高原開発株式会社代表取締役
取 締 役	吉 松 こ ころ	株式会社HelloNews代表取締役 株式会社ミツバチ代表取締役
取 締 役	後 藤 信 秀	株式会社シーアールイー常務執行役員
常 勤 監 査 役	大 森 茂 延	
監 査 役	興 水 英 行	株式会社フォンティス代表取締役 株式会社フーバーブレイン代表取締役 いずみキャピタル株式会社代表取締役
監 査 役	高 塚 直 子	税理士法人高塚茂木会計事務所代表社員 株式会社シグナレックス監査役 ORTHOREBIRTH株式会社監査役 株式会社牧野フライス製作所監査役

- (注) 1. 取締役榎和志氏、斎藤聡氏、吉松ころ氏及び後藤信秀氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大森茂延氏、監査役興水英行氏及び高塚直子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大森茂延氏は、金融機関での業務経験に加え、事業法人の取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役興水英行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役高塚直子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役榎和志氏、取締役斎藤聡氏、取締役吉松こころ氏、常勤監査役大森茂延氏、監査役奥水英行氏及び監査役高塚直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款において社外取締役又は社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定め、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が上限であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2) 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 当社グループの業績や企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気向上に繋がる制度・内容とする。
- (2) 業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。
- (3) 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から

信頼される報酬制度とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行を担う取締役が受ける基本報酬は、原則として、役位や職責等に応じた固定報酬（確定金銭報酬）を金銭にて毎月支給する。

経営の監督を担う非業務執行の取締役に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から一定の金額で固定された固定報酬（確定金銭報酬）のみとし、金銭にて毎月支給する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の報酬は、前記2のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、前記2のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の決定について委任を受ける。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度等を考慮の上、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、報酬の妥当性・報酬決定の客観性の担保に努める。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、管理部門担当役員が上記決定方針において掲げられた考慮要素を考慮して作成した原案を、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締

役からの助言等を受けるなどにより、決定方針との整合性について客観的に原案の評価を行い、かつ独立社外取締役の同意が得られていることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述① 2) に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である木村純一に対し、個別取締役の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限が適切に行使されるようにするため、前述① 2) のとおり、管理部門担当役員が固定報酬額について原案を作成し、経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどの措置を講じております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4)	26,700千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,000 (6,000)
合 計 (うち社外役員)	11 (7)	32,700 (9,600)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役榎和志氏は、株式会社リマネージの代表取締役及び株式会社vivid update株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役斎藤聡氏は、勝山高原開発株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役吉松こころ氏は、株式会社HelloNewsの代表取締役及び株式会社ミツバチの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役後藤信秀氏は、株式会社シーアールイー常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・監査役奥水英行氏は、株式会社フォンティスの代表取締役、株式会社フーバーブレインの代表取締役及びいずみキャピタル株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・監査役高塚直子氏は、税理士法人高塚茂木会計事務所の代表社員、株式会社シグナレックスの監査役、ORTHOREBIRTH株式会社の監査役及び株式会社牧野フライス製作所の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	榎 和志	榎和志氏は、他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社事業全般に対し適宜発言を行っております。
取締役	斎藤 聡	斎藤聡氏は、不動産業務全般の知識に加え、金融機関での豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及び金融機関での業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ開発・投資に対し適宜発言を行っております。
取締役	吉松ころこ	吉松ころこ氏は、不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及びマスコミでの業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ運営に対し適宜発言を行っております。

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	後藤 信秀	後藤信秀氏は、不動産ビジネスを展開する上場企業の実業取締役としての豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産開発・賃貸事業、物流不動産業界に関する専門的な見地と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ事業全般に対し適宜発言を行っております。
監査役	大森 茂延	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融機関及び事業法人での業務経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監査役	輿水 英行	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監査役	高塚 直子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,850千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,850千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査しております。

使用人の職務執行の適正性を確保するために、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。また、文書管理を担当している管理部は取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供することのできる体制を取っております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月1回の定例取締役会での業務執行報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ関係会社の取締役・監査役の間で、情報連携を図っております。また関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。

関係会社に損失の危険が発生し、所管部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会に報告する体制を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。また、当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めています。

内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。また、当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保しております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行について

取締役会を16回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁規程に沿った個別議案の決議及び業務執行等の報告に加え、経営戦略・資本政策等の経営上の重要事項の審議を行っております。

②コンプライアンスについて

- I 各種コンプライアンス研修（入社時研修・インサイダー取引に関する研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- II 当社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③リスク管理について

社内諸規程などの運用・整備を継続することや毎週開催される各事業部門会議や月1回開催される経営会議等を通じて業務執行や事業進捗状況を把握・共有することで、事業上の予見可能なリスクを未然に防止し、安全かつ効率的な業務体制の維持を図っております。

④監査役の職務の執行について

- I 監査役会を13回開催した他、代表取締役や業務執行取締役と定期的に会合を持ち、業務執行状況、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して、事業・業務に関する報告を求めることができるものとしております。
- II 常勤監査役は取締役会のほか、当社の各事業部門が開催する定期的な会議等に参加し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点等を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対しても、各種契約書類に「反社会的勢力排除条項」の記載をおりこむなど、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して行っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

①新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できないこととしております。

②株主に対するチェックの方法

毎年9月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェックを行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、将来の事業規模拡大や経営基盤の強化のために必要な内部留保の確保を図る一方、会社業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

利益配分については、配当性向40%を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、今後の業績見通し、内部留保の確保の水準などを総合的に勘案しながら決定する方針であります。

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり普通配当7円、上場10周年における記念配当5円の合計12円とさせていただきました。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,552,049	流 動 負 債	813,778
現 金 及 び 預 金	2,238,684	短 期 借 入 金	205,000
金 銭 の 信 託	1,350	1年内返済予定の長期借入金	241,590
売 掛 金	121,681	未 払 金	136,254
求 償 債 権	506,189	未 払 費 用	26,511
販 売 用 不 動 産	509,957	未 払 法 人 税 等	61,206
仕 掛 販 売 用 不 動 産	287,487	契 約 負 債	93,165
前 払 費 用	69,110	預 り 金	29,984
そ の 他	87,123	そ の 他	20,066
貸 倒 引 当 金	△269,534	固 定 負 債	556,631
固 定 資 産	239,114	長 期 借 入 金	452,058
有 形 固 定 資 産	39,400	転 貸 損 失 引 当 金	104,146
建 物	20,670	そ の 他	427
構 築 物	2,039	負 債 合 計	1,370,409
車 両 運 搬 具	213	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 及 び 備 品	9,475	株 主 資 本	2,419,843
土 地	7,000	資 本 金	600,318
無 形 固 定 資 産	17,116	資 本 剰 余 金	510,767
ソ フ ト ウ エ ア	16,811	資 本 準 備 金	510,767
そ の 他	305	利 益 剰 余 金	1,308,930
投 資 そ の 他 の 資 産	182,597	利 益 準 備 金	3,997
投 資 有 価 証 券	5,481	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,304,932
出 資 金	5,120	繰 越 利 益 剰 余 金	1,304,932
長 期 前 払 費 用	888	自 己 株 式	△173
敷 金	19,921	評 価 ・ 換 算 差 額 等	25
繰 延 税 金 資 産	145,585	その他有価証券評価差額金	25
そ の 他	5,600	新 株 予 約 権	884
資 産 合 計	3,791,163	純 資 産 合 計	2,420,754
		負 債 純 資 産 合 計	3,791,163

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,312,413
売 上 原 価		1,296,144
売 上 総 利 益		1,016,268
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		868,685
営 業 利 益		147,583
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,353	
受 取 配 当 金	263	
債 権 売 却 益	4,623	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	47,037	
そ の 他	315	54,593
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,335	
支 払 手 数 料	4,797	
そ の 他	23	15,157
経 常 利 益		187,019
税 引 前 当 期 純 利 益		187,019
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91,166	
法 人 税 等 調 整 額	△26,626	64,539
当 期 純 利 益		122,479

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
2024年10月1日残高	600,318	510,767	510,767	3,997	1,223,044	1,227,042
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△40,590	△40,590
当 期 純 利 益					122,479	122,479
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	81,888	81,888
2025年9月30日残高	600,318	510,767	510,767	3,997	1,304,932	1,308,930

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年10月1日残高	△173	2,337,955	15	15	902	2,338,873
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△40,590				△40,590
当 期 純 利 益		122,479				122,479
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			10	10	△17	△7
当事業年度中の変動額合計	－	81,888	10	10	△17	81,881
2025年9月30日残高	△173	2,419,843	25	25	884	2,420,754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～17年

構築物 10年～15年

車両運搬具 2年

工具器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 転貸損失引当金

マスターリース契約における転貸損失に備えるため、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い物件について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ビジネスソリューションサービス

ビジネスソリューションサービスにおいては、主にセルフストレージ事業者・利用者等から利用料・保証料を収受し、セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証、セルフストレージWEB申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用を提供することを履行義務としており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

②ターンキーソリューションサービス

ターンキーソリューションサービスにおいては、主に物件の開発及び事業者への売却、セルフストレージを賃貸することを履行義務としており、売却については顧客に物件を引き渡した時点、賃貸については時の経過につれて履行義務が充足されるため当該契約期間に応じて、収益を認識しております。

上記収益は顧客との契約において約束された対価に基づいて測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払条件により1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

転貸損失引当金

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 転貸損失引当金104,146千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はマスターリース契約を対象に、全般的な不動産市況に加え、個別物件ごとに、地域特性、周辺物件の稼働や賃料設定の動向、今後の賃貸需要見通し、賃貸契約の残存期間等を勘案して、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

当社は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、転貸損失引当金を計上しておりますが、将来の市況の変化等の影響により損失見込額が変動する場合には、翌事業年度以降の計算書類において、転貸損失引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(決算日後における法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
- 現金及び預金（定期預金）30,000千円
- 仕掛販売用不動産270,506千円
- ② 担保に係る債務
- 長期借入金248,744千円
- 上記現金及び預金（定期預金）について当座借越契約（借越限度額150,000千円）の担保に供しております。なお、期末日現在において借入実行残高はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額43,471千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- 金銭債権
- 金銭債務
- 一千円
- 377千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,044千円
販売費及び一般管理費	5,967千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,765,489	－	－	6,765,489

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	348	－	－	348

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間が到来していないものを除く）

	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	321,600株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2024年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	40,590千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	6.0円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月3日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	81,181千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	12.0円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月5日

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	84,098千円
未払事業税	4,086千円
未払事業所税	1,543千円
契約負債	27,291千円
未払賞与	4,118千円
未払不動産取得税	11,850千円
投資有価証券	1,838千円
転貸損失引当金	32,329千円
その他	3,828千円
繰延税金資産小計	170,987千円
評価性引当額	25,391千円
繰延税金資産合計	145,596千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	11千円
繰延税金負債合計	11千円
繰延税金資産の純額	145,585千円

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、ターンキーソリューションサービスにおけるプロジェクトに必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。また、一時的な余資を上場有価証券等の流動性が高く随時現金化可能な金融商品により運用しております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境の変化等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券取扱規程に、資金運用に係る権限や管理方法を定め、これらに従い管理しております。また、資金運用に関する事項は定期的に取締役会に報告されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担軽減の早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売 掛 金	121,681	121,681	
貸 倒 引 当 金 (*2)	△30,852	△30,852	
	90,828	90,828	—
(2) 求 償 債 権	506,189	506,189	
貸 倒 引 当 金 (*2)	△238,682	△238,682	
	267,507	267,507	—
(3) 投 資 有 価 証 券	122	122	—
資 産 計	358,458	358,458	—
(1) 長 期 借 入 金 (*3)	693,648	681,239	△12,408
負 債 計	693,648	681,239	△12,408

- (＊1) 現金及び預金、金銭の信託、短期借入金、未払金、預り金については、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (＊2) 売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。
- (＊3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (＊4) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,359
出資金	5,120

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内（千円）	1年超（千円）
(1) 現金及び預金	2,238,328	—
(2) 金銭の信託	1,350	—
(3) 売掛金	121,681	—
(4) 求償債権	506,189	—
合計	2,867,548	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金 （1年内返済 予定含む）	241,590	98,124	98,124	98,124	88,048	69,638

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	122	—	—	122
	122	—	—	122

② 時価で貸借対照表計上額に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	90,828	－	90,828
求償債権	－	267,507	－	267,507
資産計	－	358,336	－	358,336
長期借入金	－	681,239	－	681,239
負債計	－	681,239	－	681,239

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金及び求償債権

これらの時価については、取引先の状況及び入金状況等により債権を分類し、過去の一定期間における未回収実績に基づき算出した貸倒実績率等により算出した回収不能見込額を控除することで算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

その時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	1,437,713	310,026	1,747,740
その他の収益	20,511	544,161	564,672
外部顧客への売上高	1,458,224	854,188	2,312,413

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	104,930
契約負債（期末残高）	93,165

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

14. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 357円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円10銭 |

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社パルマ
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 海 上 大 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パルマの2024年10月1日から2025年9月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年11月20日

株 式 会 社	パ ル マ	監 査 役 会	
常勤社外監査役	大 森 茂 延		㊞
社 外 監 査 役	奥 水 英 行		㊞
社 外 監 査 役	高 塚 直 子		㊞

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町2-4-3
ホテル ルポール麹町 2階 ルビー
TEL 03-3265-5365



交通 地下鉄 有楽町線
＜麹町駅＞ 1 番出口 徒歩 3 分
地下鉄 有楽町線・半蔵門線
＜永田町駅＞ 5 番出口 徒歩 5 分
地下鉄 南北線
＜永田町駅＞ 9 a 番出口 徒歩 5 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。